

令和元年度 第4回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	令和元年度 第4回 宇治市個人情報保護審議会
日時	令和2年2月18日(火) 午前10時～午前11時30分
場所	宇治市役所 7階 703会議室
出席者	(委員) 松岡会長 尾形委員 池田委員 大杉委員 谷委員 能瀬委員 (事務局) 秋元副部長 松井副課長 鶴谷係長 森岡主任 古池主任 (実施機関) 健康長寿部 国民健康保険課 堀江課長 三品副課長 高橋係長 総務部 総務課 山村係長 IT推進課 栗山主任 建設部 維持課 新納主任 (傍聴者) なし
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 国保料滞納整理事務に係る個人情報を京都地方税機構が利用することについて(報告事項)</p> <p>イ 防災・防犯カメラ設置における個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>事務局から、国保料滞納整理事務に係る個人情報を京都地方税機構が利用することについて、防災・防犯カメラ設置における個人情報の取扱いについての資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 国保料滞納整理事務に係る個人情報を京都地方税機構が利用することについて</p> <p>(1) 事務局及び実施機関から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの事務局及び実施機関からの説明について、質問はあるか。</p> <p>(委員) 前回の審議会にて報告をいただいた固定資産税の場合、申告や価格の査定等のすべての業務を税機構へ移管するとのことであったが、今回の国保料については、滞納分の徴収業務のみ移管になるのか。国保の通常の加入や滞納以外の通常の徴収に関しては本市ですか。</p> <p>(実施機関) そうである。</p> <p>(委員) 個人情報のデータはUSBで税機構へ送るのか。</p> <p>(実施機関) USBに移したデータを別の専用端末に差し込んで税機構へ送信する。</p> <p>(委員) その専用端末は役所内にあるのか。</p>	

- (実施機関) そうである。
- (委員) 頻度はどれくらいか。
- (実施機関) 毎営業日ごとに前日のデータを渡すことになる。
- (委員) 抜き差しの単純な作業であれば誤送信もないと思うが、頻度が多ければそれだけリスクも増えると思われる。物理的には隣の端末に移すという単純な作業か。
- (実施機関) そうである。
- (委員) 送信は決まった職員がするのか。それとも当番制か。
- (実施機関) 担当職員が1人で行う。
- (委員) データ送信は自動か。USBを差して一定のソフトを立ち上げてスイッチを押す仕組みか。
- (実施機関) 税機構のデータを入れるフォルダが指定されており、USBからデータを切り取って、対象のフォルダへ貼り付けを行うという処理である。
- (委員) あとは自動処理か。
- (実施機関) そうである。その後、税機構がフォルダに入ったものを受け取り、税機構の端末に取り込むという作業を行う。
- (委員) 滞納情報は、のちに滞納が解消した場合の情報も差分の中に含まれてアップデートされるのか。回収は税機構でやることになるため回収が終われば税機構が修正するのか。
- (実施機関) 保険料や未納データが税機構に移管すると、移管された当初は収納が伴っていない状況になるが、その後、徴収業務を行うことにより移管された年度の保険料に関しては、完納しているというデータが継続して残り、一方で、本市で管理している基幹業務支援システムについても同等の情報を取り扱うことになるため、本市は滞納以外も含めて全て関与するが、税機構では滞納者の情報が共有されることになる。
- (委員) 滞納情報に関しては、税機構のデータと本市のデータは、処理された情報は共有されているということによいか。
- (実施機関) そうである。
- (委員) 税機構で完納された情報は税機構のデータに残り続けるのか。
- (実施機関) 一度移管したデータは残る。
- (委員) 定期的に抹消するようなことはないのか。
- (実施機関) 本市では、基幹系のシステムで一定の年度が経つと、データ容量がオーバーし、データの削除を行うことがある。元になるデータがなければ、税機構もデータの情報を保持する理由がないため、基本的に市と同じ情報の持ち方になる。現状では、平成23年分までの情報を保管しており、それ以前に関しては、廃棄している。

- (委員) 基幹系システムというものは、本市と税機構が共有しているのか。
- (実施機関) 基幹系のデータを必要な分だけ取り出して、それを税機構の端末に取り込んでいる。
- (委員) 本市の基幹系システムで消去しても、税機構では残り続ける可能性があるということでしょうか。
- (実施機関) 差分データでのやり取りをしており、増えれば増えた分のデータが税機構へ移行し、減れば減った分のデータを移行するため、税機構だけに古い情報が溜まり続けるということはない。
- (会長) 他に何か意見はあるか。なければ次の審議事項に移る。

4 審議事項 防災・防犯カメラ設置における個人情報の取扱いについて

- (1) 実施機関及び事務局から、資料に沿って、説明を行った。
- (2) 質疑応答
- (会長) ただいまの実施機関及び事務局からの説明について、質問はあるか。
- (委員) 防災防犯カメラとなっているが主な目的は防災か。設置場所は具体的にどんな場所なのか。例として、アンダーパスと水路を挙げているが、設置する14か所は大体この2つに分かれるのか。具体的な内訳を知りたい。
- (実施機関) 設置場所は水路が10か所、アンダーパスが2か所、道路冠水が2か所である。
- (委員) 今までの水害、大雨の時に道路冠水が起こりやすい場所か。
- (実施機関) そうである。
- (委員) 大雨や水害対策のためにリアルタイムで監視ができるというのは分かるが、水害対策のために設置する場所と防犯のために設置が必要な場所は一致しないと思う。アンダーパスは概ね一致していると思うが、水路は明らかに一致しないと思う。
- (委員) アンダーパスは落書きがあつたり、痴漢騒ぎがあつたりというので、十分防犯目的があると思うが、水路でどのような犯罪が起きるのか考えにくい。防災目的が主ではあるが、防犯のためにも使えるなら、それも兼ねて設置しようということか。
- (実施機関) 水路と言っても、公道と接しているという箇所を一緒に映しているため防犯面でも有効であると判断している。
- (委員) 防犯カメラは、人通りの多い繁華街や路上犯罪が起きそうな場所をピックアップしていると思うが、今回の防災・防犯カメラについては、防災が主な目的であり、水が溢れそうな場所を選んでいると思うが、今回設置する場所の人通りなどはどうか。
- (実施機関) 確かに従来の防犯カメラは犯罪が発生しそうな場所に設置しているところは

ある。今回水路沿いに設置する防災・防犯カメラについては、住宅地内が多く、公道で人通りのある場所であり、防犯面でも期待できる部分はあるかと思う。

(委員) 防犯カメラと防災・防犯カメラの違いは、リアルタイムで画像を確認できるというのが大きいということによいか。

(実施機関) そうである。防犯カメラは録画するだけであるが、防災・防犯カメラはリアルタイムで画像を確認できる。

(委員) 防犯目的でリアルタイムの画像を確認する必要があるのはどのような場面か。

(実施機関) 切り分けて考えており、防犯目的で言うとは従来の使い方は基本録画であり、警察等からの照会があった場合だけデータを提供するというのが防犯カメラである。防災・防犯カメラについては、大雨があった場合や危険性が高まった場合のみリアルタイムで画像を確認する。

(委員) 本人以外からの収集の例外類型事項18にて、「防犯カメラの設置場所及び撮影範囲については、犯罪発生の際の蓋然性を考慮し、目的の達成のために必要最小限とすること」とあり、今回目的の達成のための必要最小限と考えた時に、防災と防犯2つあり、目的が非常に抽象的になる可能性がある。必要最小限と考えてもなかなか狭く、決定することが難しくなってしまう気がする。防犯は必要に応じて、従来通り照会があったら提供するとして、別の例外類型を作るほうが良いと思う。

(委員) 防災で使う目的であれば、撮影範囲が広がるのは納得できるが、防災・防犯カメラについては必要最低限の範囲というところが曖昧な感じで、矛盾に感じる。逆に言うと、プライバシーを関係なしに広い範囲で映してくれれば安心安全だが、そうすると必要最低限や個人情報保護という観点では抵触してくると思われる。

(委員) 市民の生活を監視するわけではないとしても、監視されているかのように感じる。

(委員) まず、防災面について、資料の概要で平成24年に発生した京都府南部地域豪雨について記載されているが、なぜこのタイミングで設置することになったのか。

また、防犯面において令和元年の本市における刑法犯認知件数は前年と比べて減少しているということだが、この年の犯罪件数が減少しただけで、防犯カメラを設置したことによる減少であるとは思えない。既に防犯カメラは22箇所を設置しているが、なぜ防災・防犯カメラを14箇所も設置することになったのか。

(実施機関) 本市において大きな被害があった平成24年の豪雨災害を例として挙げたものである。それ以降も台風や局地的な大雨により、今回設置予定箇所道路冠

水や水路が増水することはあった。そのため、早期対応が必要であろうということによって設置に至った。

また、防犯面で言うと、犯罪件数は以前から減少傾向にあるのは確かである。それは防犯カメラや各地域の防犯意識が高くなったこともあるかと思うが、依然として昨年度736件もの犯罪が発生している状況である。

(委員) 了解した。それでは、防犯カメラと防災・防犯カメラの大きな違いはリアルタイムで映像を確認できるということだが、確認されるのはどのような人か。

(実施機関) リアルタイムで確認する場合、防災面の確認になるため災害対策にあたる建設班及び危機管理室である。

(委員) 確認するときはどのような時か。日常的に利用するのか。

(実施機関) 日常的な利用は考えていない。大雨や洪水予報がある場合やゲリラ豪雨が発生した場合に限る。

(委員) 資料の8ページにネットワーク構成イメージ図では、安心館3階及び本庁3階並びに5階の3か所に端末を置いてある図になっているが、普段はこの端末は使っていないのか。

(実施機関) 使わない。

(委員) 使用していなくても、カメラシステムサーバに蓄積され、防犯カメラと同様に保存期間を7日間にするということか。

(実施機関) 基本的にはシステム上、7日間で保存できないようにする。ただし、アンダーパスで水位が高くなってきた状況などの次に役立てられるような実際の映像は必要箇所のみ残したいと思っている。

(委員) 防犯カメラと今回の防災・防犯カメラは目的が違うため例外類型を別で定める必要があると思う。

(委員) 防災目的に特化して設置することはできないのか。

(実施機関) 例えば水路だけを映すという方法もとれなくはないが、防犯面でも活用したいと考えている。

(委員) 防災だけのカメラも機能としてはあり得ると思う。ただ、カメラがあるのにいざ犯罪の時に使えないとという考え方もある。防災及び防犯を兼ねるカメラの方が一般的なのか、それとも防災に特化したカメラを通常使用されるものなのか、その点どうか。

(実施機関) 防災・防犯カメラというのは、あまり例はないと思う。他市では河川や水路だけを映す防災カメラを導入していることが多い。

(委員) 他市ではあまり見られない防災・防犯カメラを本市で特化して導入しようと思った強い動機はなにか。

(実施機関) 一台のカメラでどちらも兼ねることができるため効果も期待できる。

(委員) 他市に何かしらの事例があり、本市で防災・防犯カメラを採用することにな

ったのか。

(実施機関) そういったことはない。

(委員) 既存の防犯カメラを防災・防犯カメラとして利用する方法は考えられないのか。災害が起きた場合、人が行き交う場所こそが危険だったりする。

(実施機関) 従来の防犯カメラはSDカードに録画しており、現地に行かないと確認できないというところがある。

(委員) 本市の中で、集中豪雨で被害を受けそうな場所を把握して設置するのか。

(実施機関) そうである。

(委員) それなら必要性は分かる。

(委員) 従来型の防犯カメラと比較すると費用は高いのか。

(実施機関) 高い。

(会長) そうすると説得力がある。他に何か実施機関がいるところで確認事項はあるか。

(委員) 防犯カメラの効果もあって犯罪件数が減少したとあったが、全国的にも犯罪件数は2002年以降大幅に減少している。防犯カメラの設置がすべての要因とはならないと思う。

(実施機関) 検挙の約1割が防犯カメラという報道もあり、非常に有効であると認識している。

(会長) 一定の効力があることは否定できない。逆に、防犯カメラによって犯罪件数が減っているという因果関係までは認められないかもしれない。よろしいか、以上で実施機関への質疑応答は終了とする。

(3) 審議

(会長) 先ほどの質疑を踏まえ審議に移る。例外類型18の「防犯カメラ」と記載しているものを「防犯カメラ及び防災・防犯カメラ」と追加するというのもっとも単純な改正であるが、設置場所が問題となる。複数の委員から指摘のとおり、防災・防犯カメラについては、災害が起きる場所を主としており、設置場所及び撮影範囲が本当に必要最小限なのかという疑念がある。防災・防犯カメラは防災を主目的にしつつ、防犯面も加味して認める答申になるかと思う。

(委員) もう一点、リアルタイムの閲覧は防災限定という文言は必要であると思う。

(委員) 事務局に質問であるが、添付している要項についても本件の審議の対象であるか。

(事務局) 参考資料ではあるが、明らかにおかしいことがあれば、意見をいただきたい。

(委員) 要項についても防犯カメラと防災・防犯カメラが同じ要項の中にある。また、要項第2条(2)について、冒頭に犯罪防止が記載されており、防災が主目的であれば、冒頭に防災面を記載した方が良いのではないかと思う。要項の文面を見ていると防犯が主目的であるように捉えられる。

- (会 長) ご指摘のとおり、要項第2条の定義では防犯が主になっている。目的が違うことを記載していれば、要項第3条第2項、それぞれの設置目的による「必要最小限」となるため問題ないかと思う。要項第4条の運用については、リアルタイムの閲覧をどうするか。同条第2項に記載されていると言えなくもない。
- (委 員) 防災が主であるが、要項第9条の画像の提供には、第1項の法令に基づく請求は防犯要素が強い。
- (委 員) そもそも防犯カメラは、設置することによって犯罪抑止されるものである。結果として収集した画像をどう使うかは防犯ではない。提供は目的と必ずリンクすると思う。
- (委 員) 要項第9条の画像の提供では、設置目的に防犯が入ってなくても同じように言える。
- (委 員) 防犯目的であるとしたら、防災・防犯カメラと書いた看板を設置するだけ。防災カメラと書くのか、防災・防犯カメラと書くのかの問題。
- (事 務 局) 掲示することにより犯罪抑制の効果があり、犯罪が発生した場合でも検挙に繋がり、役立つことができる。
- (委 員) あくまでも副次的効果というか、二次的目的というか、完全に書き分けた方が良い。防災目的を主としつつ、防犯にも活用できるぐらいが良いかと思う。
- (委 員) 具体的には、カメラ設置の角度等の話になる。水路を撮影する箇所において、防災を特化すれば水路のみを撮影することで良いかもしれないけど、少しカメラの角度を変えることにより公道も撮影できれば防犯機能も果たすことができる。意見があったように防犯カメラと防災・防犯カメラは切り分けて考えるべきである。
- (会 長) 本件は諮問事項であるため、最終的には答申をしないといけないが、もう一回審議する程でもないような気もする。時間的な猶予はあるのか。
- (事 務 局) 実施機関としては、設置については、次年度の予算であり、夏頃に設置し、運用できれば良いというもの、出来るだけ早く答申をいただき、手続を進めたいとは思っている。
- (会 長) それでは、事務局にて素案を作成したものを私が確認し、ある程度まとまった時点で各委員に稟議するということがよいか。他に意見はあるか。
- (委 員) 防犯カメラの時は毎年運用状況等について報告があったが、防災・防犯カメラについては、どうするか。
- (委 員) 少なくとも、防犯の関係での活用があったかどうかは報告が必要である。
- (委 員) そのあたりは防犯カメラと同じということか。
- (委 員) そうである。
- (会 長) 他に質問はあるか。なければ本日の審議会はこれで終了する。

5 その他連絡事項について

次回以降の審議会の開催日程は未定である。防災・防犯カメラについては、本日の審議を踏まえ、答申案を作成し、各委員に稟議し、答申確定をする。

6 閉会

(会長署名)